

国土交通省告示第百九十八号（令和二年二月二十七日）

十分間防火設備の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令第百十二条第十一項ただし書に規定する十分間防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第二条第九号の二に規定する防火設備とすること。

二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備とすること。

三 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 補強材（鉄材又は鋼材で造られたものに限る。）の両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板又は鋼板（ハにおいて「表面材」という。）が堅固に取り付けられたものであること。

ロ 充填材を用いる場合にあつては、防火上支障のない性能を有するものが用いられたものであること。

ハ ガラスを用いる場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。

(1) 枠に鉄材若しくは鋼材を用いる場合又は枠を設けない場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する構造であること。

(i) 網入りガラス（網入りガラスを用いた複層ガラスを含む。）を用いたもの

(ii) 次に掲げる基準に適合するもの

(一) はめごろし戸であること。

(二) 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。

(イ) 強化ガラス（厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、表面圧縮応力が百四十メガパスカル以上であるものに限る。(2)において同じ。)

(ロ) 耐熱強化ガラス（厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、エッジ強度が二百五十メガパスカル以上であるものに限る。(2)において同じ。)

(ハ) 耐熱結晶化ガラス（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏三十度から摂氏七百五十度までの範囲において、一度につき〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇五であるものに限る。(2)において同じ。)

(三) 幅が七百ミリメートル以下で高さが二千百ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。

(四) 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠（枠を設けない場合にあつては、表面材。(イ)において同じ。）に取り付けられたものであること。

(イ) ガラスを鉄材、鋼材又はアルミニウム合金材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材（ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。(2)において同じ。）により枠に堅固に取り付けること。

(ロ) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。

(ハ) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さを六ミリメートル以上とすること。

(五) 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分にシーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（シリコン製であるものに限る。(2)において同じ。）がガラスの全周にわたって設置されたものであること。

(六) 枠に鉄材又は鋼材を用いる場合にあつては、表面材の枠に含まれる部分の長さが二ミリメートル以上であること。

(2) 枠にアルミニウム合金材を用いる場合 次に掲げる基準に適合するものであること。

(i) はめごろし戸であること。

(ii) 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。

(一) 網入りガラス

(二) 強化ガラス

(三) 耐熱強化ガラス

(四) 耐熱結晶化ガラス

(iii) 幅が七百ミリメートル以下で高さが二千百ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。

(iv) 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。

(一) ガラスを鉄材、鋼材又はアルミニウム合金材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材により枠に堅固に取り付けること。

(二) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。

(三) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さを六ミリメートル以上とすること。

(v) 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分にシーリング材又はグレイシングガスケットで、難燃性を有するものがガラスの全周にわたって設置されたものであること。

(vi) 表面材の枠に含まれる部分の長さが二ミリメートル以上であること。

第二 第一第三号に該当する防火設備は、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。）が準不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

第三 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十号）の一部を次のように改正する。

（以下略）